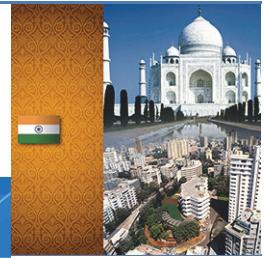


インド債券ファンド（毎月分配型）

インド債券投資の3つの魅力



平素は「インド債券ファンド（毎月分配型）」（以下、当ファンド）をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

本資料ではインド債券市場の動向や今後の見通し等について、当ファンドの実質的な運用を行う「コタック・マヒンドラ」グループ（以下、コタック）のコメントを基にご報告いたします。

本資料でお伝えしたいインド債券投資の3つの魅力

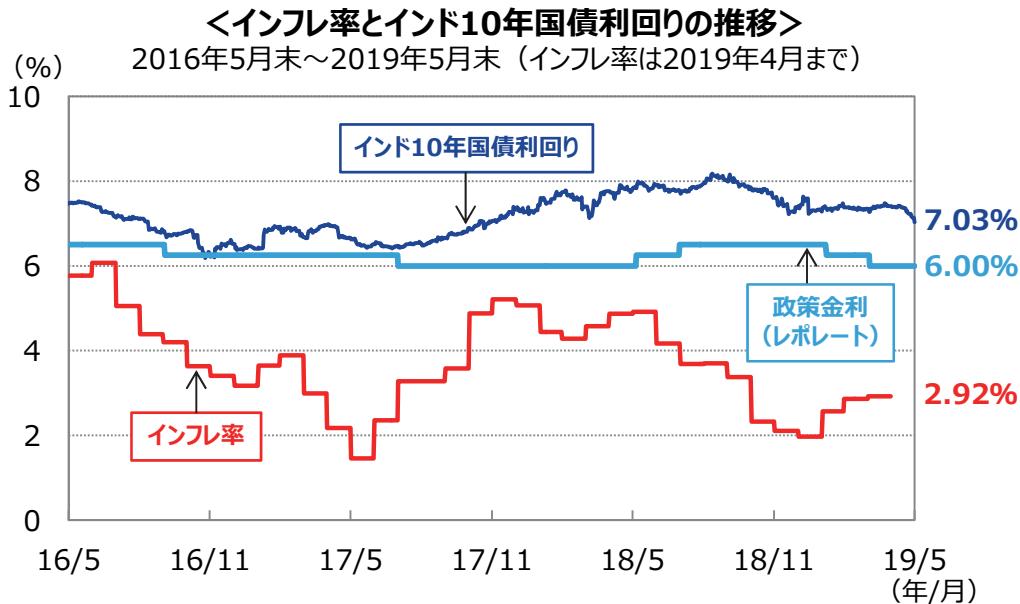
魅力 1 低位で推移するインフレ率

魅力 2 相対的に高い利回り

魅力 3 外国機関投資家からの資金流入期待

①低位で推移するインフレ率等を背景に、安定的な推移が予想されるインド債券の利回り

- インドのインフレ率（消費者物価指数前年同月比）が低位にあること等を背景に、インド10年国債の利回りは安定的に推移しています。
- インフレ率がRBI（インド準備銀行）の目標レンジ（2~6%）内の低位で推移していることから、今後も緩和的な金融政策が続くとみられ、インド10年国債の利回りは安定的な推移が予想されます。



- インド10年国債利回り**

 - 低位で推移するインフレ率等を背景に、安定的な推移を予想
- 政策金利（レポレート）**

 - 6月6日の金融政策決定会合で、2月、4月に続いて0.25%の利下げを実施し、5.75%となった
 - 2019年内に追加利下げの可能性もある
- インフレ率**

 - 足元のインフレ率はRBIの目標レンジ内の低位（2%台）で推移
 - 原油価格が弱含んでいたこと等から、インフレ率は目標レンジ内で推移すると予想

(注) 数値は2019年5月末現在の値、ただし、インフレ率は2019年4月の値。

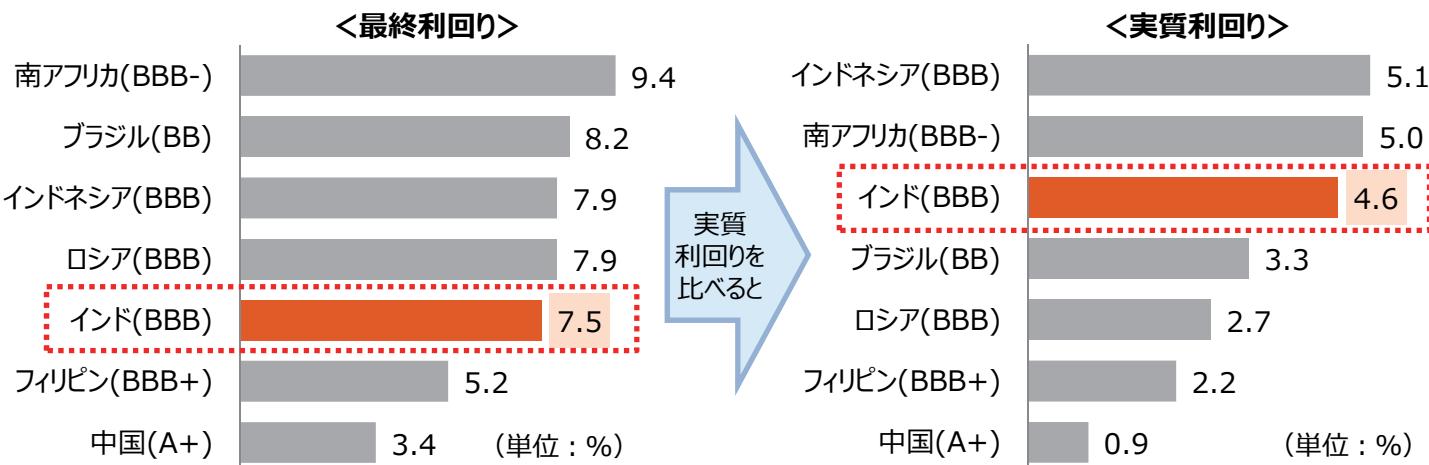
(出所) Bloombergのデータを基に委託会社作成

※ 上記は過去の実績および当資料作成時点の見通しであり、将来の運用成果および市場環境の変動等を示唆あるいは保証するものではありません。今後、予告なく変更することがあります。

②相対的に高いインドルピー建てインド債券の利回り

- インドルピー建てインド国債の利回りは約7.5%であり、引き続き魅力的な水準です。
- インドのインフレ率は相対的に低いため、インフレ率を差し引いたインドルピー建てインド国債の実質利回りは約4.6%であり、主な新興国の自国通貨建て債券の中でも相対的に投資魅力度が高いといえます。

＜主な新興国の自国通貨建て国債の利回り比較＞
2019年4月末



(注1) 格付けはMoody's、S&Pの自国通貨建て長期債格付けのうち最良の格付けを表示。

(注2) 各国の自国通貨建て国債の利回りは、JPモルガンGBI-EM Broad各国指数の最終利回り。

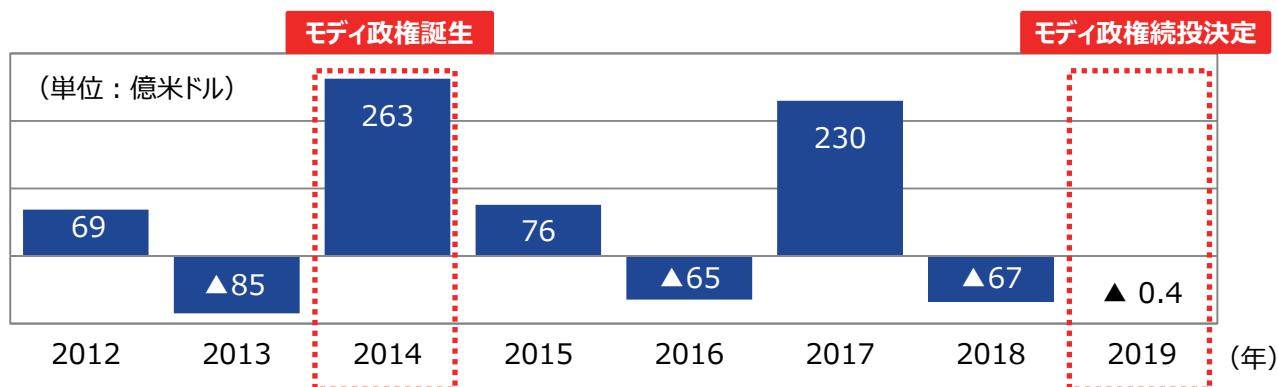
(注3) 各国の自国通貨建て国債の実質利回りは、JPモルガンGBI-EM Broad各国指数の最終利回り－各国のCPI上昇率で算出。

(出所) Bloombergのデータを基に委託会社作成

③外国機関投資家からの資金流入が期待されるインド債券

- 2018年以降、米国の利上げやインドの総選挙を控えた様子見姿勢等により、外国機関投資家のインド債券投資は売り越しとなりました。
- しかし、5月の総選挙でモディ首相率いるBJP（インド人民党）が勝利し、今後さらなる構造改革や経済成長の持続が期待されることから、前回総選挙があった2014年にみられたような外国機関投資家からの資金流入が期待されます。

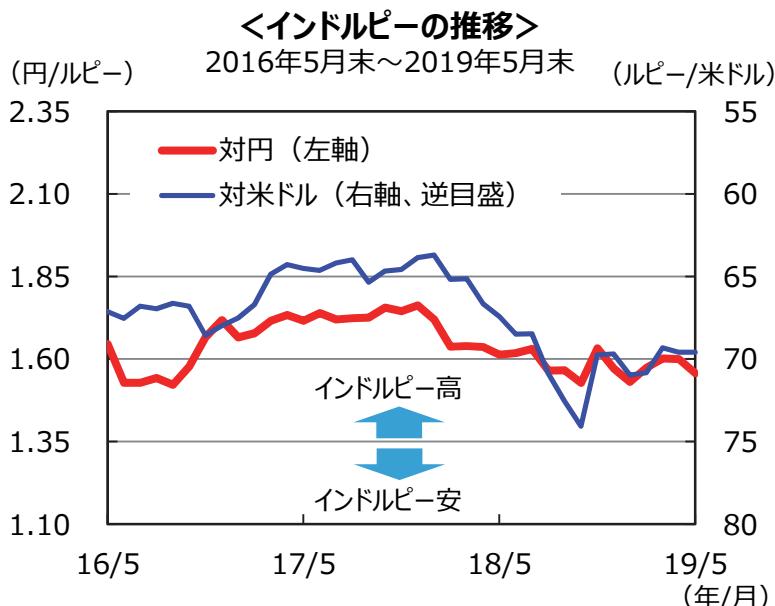
＜外国機関投資家によるインド債券の年間売買金額（ネット）の推移＞
2012年～2019年（2019年は5月まで）



※ 上記は過去の実績および当資料作成時点の見通しであり、将来の運用成果および市場環境の変動等を示唆あるいは保証するものではありません。今後、

予告なく変更することがあります。

<ご参考>底堅い推移が見込まれるインドルピー



(出所) Bloombergのデータを基に委託会社作成

- 足元のインドルピーは、米国の利上げが実質的に打ち止めとなったことや原油価格の弱含み等を背景に底堅く推移しています。
- インドのインフレ率が2%台で低位安定していることもインドルピーの下支え要因となっています。
- 米中貿易摩擦の再燃による市場のリスク回避的な動きや原油価格の動向には注意が必要ですが、堅調なマクロ経済環境や国内政治の安定等を背景に、インドルピーは底堅く推移すると予想しています。

インド債券の市場見通しと運用方針

市場見通し

インドルピー建てインド債券

- インフレ率が低水準で推移していること等により、インドルピー建てインド債券利回りは当面、安定した推移を予想しています。
- 財政が悪化した場合、利回りが急上昇する可能性があることには注意が必要です。

米ドル建てインド債券

- ここ数年のFRB（米連邦準備制度理事会）の利上げによって、米ドル建てインド債券利回りは上昇しました。
- しかし、FRBが利上げの打ち止めを示唆したため、米ドル建てインド債券の利回りは横ばいで推移するとの見通しに変更しています。
- 米国の金融政策の方向性には注意が必要です。

運用方針

インドルピー建てインド債券

- ポートフォリオへの組入れを60%程度から40%程度に引き下げる方針です。
- デュレーションを3～4年の範囲内に保ち、財政および金融政策の進展に応じて残存期間を変更する方針です。

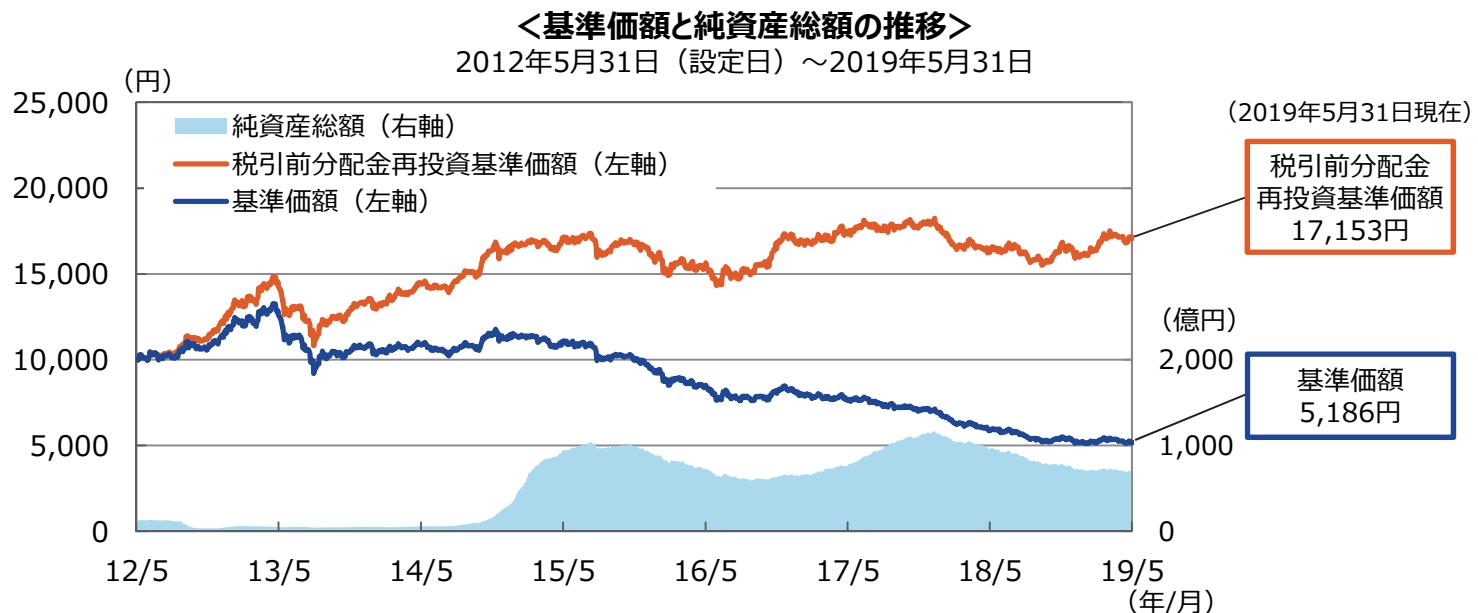
米ドル建てインド債券

- 米ドル建てインド債券の利回りは横ばいで推移するとの見通しに変更したため、ポートフォリオへの組入れを40%程度から60%程度に引き上げる方針です。

※ 上記は過去の実績、当資料作成時点の市場見通しおよび運用方針であり、将来の運用成果および市場環境の変動等を示唆あるいは保証するものではありません。今後、予告なく変更することがあります。



当ファンドのパフォーマンス



<分配実績（1万口当たり、税引前）>

決算期	-	2019/3/26	2019/4/26	2019/5/27	設定来累計 5月31日まで
	第1～81期	第82期	第83期	第84期	
分配金 (対前期末基準価額比率)	10,250円 (102.5%)	70円 (1.4%)	70円 (1.3%)	70円 (1.3%)	10,460円 (104.6%)
騰落率 (税引前分配金再投資ベース)	64.3%	3.8%	0.5%	-0.2%	71.5%

(注1) 基準価額、税引前分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

(注2) 税引前分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額とは異なります。

(注3) 「対前期末基準価額比率」は、各期の分配金（税引前）の前期末基準価額（分配金お支払い後）に対する比率で、当ファンドの收益率とは異なります。第1～81期と設定来累計の欄は、それぞれの分配金累計（税引前）の設定時10,000円に対する比率です。

(注4) 謄落率は税引前分配金再投資基準価額を基に算出したものであり、実際の投資家利回りとは異なります。また、謄落率は設定来累計を除き、期中謄落率を記載しています。

※ 上記は過去の実績であり、将来の運用成果および分配を保証するものではありません。分配金額は委託会社が分配方針に基づき基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合があります。

※ ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金がかかる場合があります。詳しくは9ページをご覧ください。

ファンドの特色

1. 主として、インドの債券等に投資することにより、安定的な金利収益の確保と信託財産の成長を目指します。
 - インドの債券とは、国債、政府機関債、地方債、社債、国際機関債等です。
 - 社債は、インドの企業およびその子会社や関連会社等が発行する債券等とします。
 - インドルピー建ての債券のほか米ドル建て等の債券に投資を行います。米ドル建て等の債券に投資を行う場合は、原則として実質的にインドルピー建てとなるよう為替取引を行います。
 - ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
 - 原則として、対円での為替ヘッジは行いません。

※インド国内のインドルピー建て債券への投資は、投資ライセンスおよび投資枠の関係で大幅に制限される場合があります。
2. 実質的な運用は、現地の債券運用に強みを持つ「コタック・マヒンドラ」グループが行います。
 - 外国投資信託の配分比率に関し、コタック・マヒンドラ・アセット・マネジメント（シンガポール）の投資助言を受けます。
 - 投資対象とする外国投資信託は、コタック・マヒンドラ・アセット・マネジメント（シンガポール）が運用を行います。
3. 毎月決算を行い、決算毎に分配を行うことを目指します。
 - 毎月26日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、分配を行うことを目指します。
 - 分配金額は分配方針に基づき委託会社が決定しますが、市況動向等によっては、分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドは、投資信託を組み入れることにより運用を行います。ファンドが組み入れる投資信託は、主として海外の債券を投資対象としており、その価格は、保有する債券の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。ファンドが組み入れる投資信託の価格の変動により、ファンドの基準価額も上下します。**基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**
運用の結果としてファンドに生じた**利益および損失は、すべて受益者に帰属します**。したがって、ファンドは**預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく**、一定の投資成果を保証するものではありません。ファンドの主要なリスクは、以下の通りです。

■ 債券市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落（金利が上昇）した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことになります。

■ 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。



投資リスク

■ 市場流動性リスク

ファンドの資金流出入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

- ファンドの投資対象である外国投資信託において為替取引を行う場合、直物為替先渡取引（NDF）を利用する場合があります。NDFの取引価格は、需給や当該通貨に対する期待等の影響により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。したがって、実際の為替市場や金利市場の動向から想定される動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なることがあります。また、当該取引において、取引先リスク（取引の相手方の倒産等により取引が実行されないこと）が生じる可能性があります。
- ファンドが活用する店頭デリバティブ取引（NDF等）を行うために担保または証拠金として現金等の差入れがさらに必要となる場合があります。その場合、ファンドは追加的に現金等を保有するため、ファンドが実質的な投資対象とする資産等の組入比率が低下することがあります。その結果として、高位に組み入れた場合に比べて期待される投資効果が得られず、運用成果が劣後する可能性があります。
- インドの債券市場において、外国機関投資家がインドルピー建て債券に投資を行う場合、FII（Foreign Institutional Investors）制度に基づく投資ライセンスの取得や入札等による投資枠の取得が必要となります。この入札等の状況によっては、必要な投資枠を取得できない場合があることから、インドルピー建て債券への投資割合が低くなる可能性があります。
- インドルピー建て債券への投資においては、保有期間の違いにより異なる料率のキャピタル・ゲイン税等が課されます。
- FII制度および税制は、今後、変更される場合があります。
- 投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。



分配金に関する留意事項

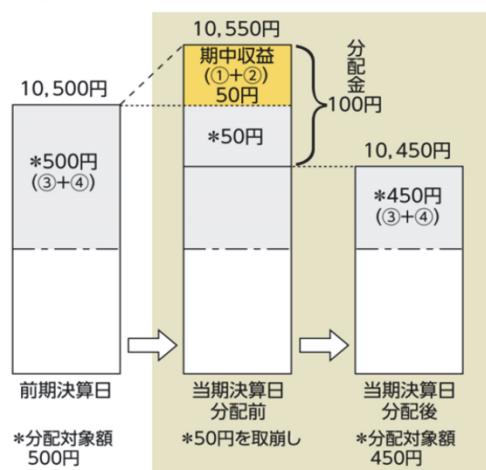
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



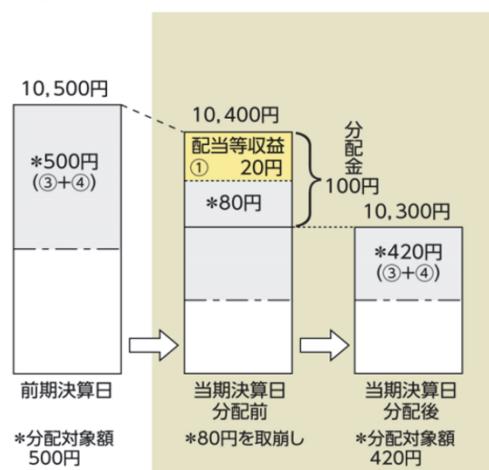
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

〔前期決算日から基準価額が上昇した場合〕



〔前期決算日から基準価額が下落した場合〕



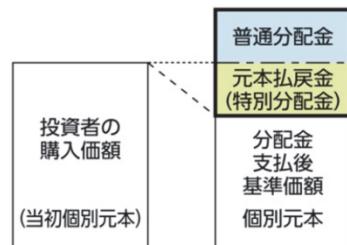
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

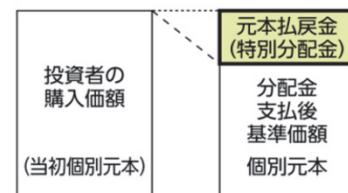
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

〔分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合〕



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

〔分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合〕



普通分配金：個別元本（投資者のファンド購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

お申込みメモ**購入単位**

販売会社または委託会社にお問い合わせください。

購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

購入代金

販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

換金単位

販売会社または委託会社にお問い合わせください。

換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

換金代金

原則として、換金申込受付日から起算して8営業日目以降にお支払いします。

信託期間

2012年5月31日から2022年5月26日まで

決算日

毎月26日（休業日の場合は翌営業日）

収益分配

決算日に、分配方針に基づき分配を行います。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

分配金受取りコース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いたします。

分配金自動再投資コース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

課税関係

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。

ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

配当控除の適用はありません。

※上記は作成基準日現在の情報をもとに記載しています。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

お申込不可日

インド（ムンバイ）、モーリシャス、シンガポール、ニューヨークの銀行休業日またはインドの取引所の休業日のいずれかに当たる場合には、購入、換金の申込みを受け付けません。



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

- 購入時手数料

購入価額に3.78%（税抜き3.50%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

- 信託財産留保額

ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

- 運用管理費用（信託報酬）

ファンドの純資産総額に年1.08%（税抜き1.00%）の率を乗じた額です。

※投資対象とする投資信託の信託報酬を含めた場合、年1.72%（税抜き1.64%）程度となります。

- その他の費用・手数料

上記のほか、ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）が信託財産から支払われます。これらの費用に関しましては、その時々の取引内容等により金額が決定し、運用状況により変化するため、あらかじめ、その金額等を具体的に記載することはできません。

※ ファンドの費用（手数料等）の合計額、その上限額、計算方法等は、投資者の保有期間に応じて異なる等の理由により、あらかじめ具体的に記載することはできません。

税金

分配時

所得税及び地方税 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%

換金（解約）及び償還時

所得税及び地方税 謹渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（謹渡益）に対して20.315%

※ 個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。法人の場合は上記とは異なります。

※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

委託会社・その他の関係法人等

委託会社

ファンドの運用の指図等を行います。

三井住友DSアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号

加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

ホームページ： <https://www.smd-am.co.jp>

フリーダイヤル： 0120-88-2976 [受付時間] 午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）

受託会社

ファンドの財産の保管および管理等を行います。

株式会社りそな銀行

販売会社

ファンドの募集の取扱い及び解約お申込の受付等を行います。



販売会社

販売会社名	登録番号		日本証券業協会	一般社団法人 第二種 金融商品 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	備考
藍澤證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第6号	○		○		
S M B C 日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○	
エース証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第6号	○				
株式会社 S B I 証券	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	○	○		○	
岡三オンライン証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第52号	○		○	○	
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第61号	○			○	
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第170号	○				
スターツ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第99号	○				
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長（金商）第20号	○				
日産証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第131号	○			○	
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第152号	○				
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第164号	○			○	
丸八証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第20号	○				
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○	
株式会社池田泉州銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第6号	○			○	
株式会社愛媛銀行	登録金融機関	四国財務局長（登金）第6号	○				
株式会社沖縄海邦銀行	登録金融機関	沖縄総合事務局長（登金）第3号	○				
株式会社高知銀行	登録金融機関	四国財務局長（登金）第8号	○				
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第624号	○			○	
株式会社大光銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第61号	○				
株式会社トマト銀行	登録金融機関	中国財務局長（登金）第11号	○				
株式会社富山銀行	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第1号	○				
株式会社富山第一銀行	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第7号	○				
株式会社東日本銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第52号	○				
株式会社福島銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第18号	○				
おかやま信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第19号	○				

【重要な注意事項】

- 当資料は三井住友DSアセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、当資料は三井住友DSアセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他的一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。また、当資料に投資信託説明書（交付目論見書）と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）が優先します。投資信託説明書（交付目論見書）、目論見書補完書面等は販売会社にご請求ください。
- 当資料に掲載されている写真がある場合、写真はイメージであり、本文とは関係ない場合があります。

作成基準日：2019年6月6日



三井住友DSアセットマネジメント